

# 令和3年4月採用 職員採用試験 市民目線で働ける人 募集

門真市役所は職員の平均年齢が府内でも若く、どの職場も明るく活気があります。求める人材は、明るく親切に市民に寄り添い、信頼関係を築くことができる人です。ぜひチャレンジしてください。

## Point 1

### 公務員試験対策は不要!

教養試験を廃止し、事務能力検査・適性検査を採用しています。



高齡福祉課・里さん

## Point 3

### 自分の時間を大切にしながら働ける!

元年度、女性が100パーセント取得している育児休業や時短勤務などの制度を利用し、安心して仕事とプライベートの両立ができます。



道路公園課・米元さん

## Point 2

### 受験資格の年齢上限を引き上げ!

入職時点で事務職(大卒)は30歳、技術職は59歳の人まで受験できます。まだまだチャレンジできます。



公共建築課・大塚さん



ICT推進課・三原さん

## Point 4

### 土・日曜日に受験可能!

最終面接まで土・日曜日に行われるので、働きながらでも受験できます。

## 試験案内

試験案内・申込書の配布 市ホームページからダウンロード

※人事課などでも配布

試験予定日

○第1次試験…8月29日(土)～9月13日(日)

○第2次試験…10月10日(土)・11日(日)

○第3次試験…11月7日(土)・8日(日)のいずれか1日

申込方法 8月27日(木)までに申込書を郵送(必着)

市ホームページ「試験案内」はこちら▶



## 採用試験説明会 ~先輩職員から仕事のやりがい等をお伝えします~

※新型コロナウイルス感染症対策を実施(要マスク着用)

とき 8月3日(月)・5日(水)・7日(金)・11日(火)・12日(水)・14日(金)・17日(月)・19日(水)・21日(金)

※時間は午後1時～2時、午後2時30分～3時30分、午後4時～5時

ところ 厚生会会議室(市役所本館2階)

定員 1回10人(予約制)

予約方法 市ホームページから予約

申込・問合せ先

〒571-8585「門真市役所」人事課

☎06(6902)5702

✉kadoma-saiyou@city.kadoma.osaka.jp

市ホームページ「採用試験説明会」はこちら▶



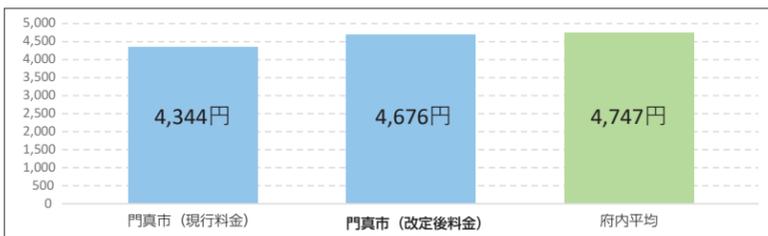
## 職種・採用予定人数・受験資格

受験区分	職種	人数(総数20人程度)	受験資格 (条件をすべて満たす必要あり)
A	事務職(大学卒)	10人程度	○平成2年4月2日以降に生まれた人 ○学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人
B	事務職(高校卒など)	4人程度	○平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人 ○学校教育法による高等学校を卒業した人または高等学校卒業程度の知識を有する人 ※大学卒の区分で受験できる人は除く
C	事務職(社会福祉主事)	若干名	社会福祉主事任用資格を有する人
D	保健師		保健師免許を有する人
E1	建築技術職	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人 ※E2・F2は昭和36年4月2日以降に生まれた人
E2			学校教育法による大学(短期大学を含む)、専門学校等もしくは高等学校を卒業した人または高等学校卒業程度の知識を有する人 一級建築士または二級建築士の資格を有する人
F1	土木技術職	若干名	学校教育法による大学(短期大学を含む)、専門学校等もしくは高等学校を卒業した人または高等学校卒業程度の知識を有する人
F2			土木施工管理技士の資格を有する人(級は不問)

※資格要件は令和3年3月に資格取得見込の人を含む  
※受験区分D、E2、F2は第1次試験の事務能力検査・適性検査を免除(書類選考のみ)

## 3年1月から上水道料金と 下水道使用料を改定

### ◆改定後の上下水道料金(1カ月に20㎡使用した場合・税抜)



### ◆改定内容

#### ○上水道料金を減額

平成30年10月の値下げに加え、今回の改定(減額)は「水道事業ビジョン」で見込んだ財政計画を上回る利益が出ていることから、料金水準の適正化と利用者の皆さんの負担を軽減するために行います。

#### ○下水道使用料を増額

現行の下水道使用料は、長期間、改定を行っておらず、このままでは事業運営に必要な資金の確保が困難な状況です。

平成7年12月以来25年ぶりとなる今回の改定(増額)は施設の耐震化・老朽化対策に取り組むうえで、将来にわたり持続可能な経営基盤を築くために行います。

※詳しくは市ホームページ掲載予定

問合せ先 経営総務課 ☎06(6903)3131

## 8月1日から 京阪古川橋駅周辺が 路上喫煙禁止区域になります

喫煙マナーを守り、通行人や市民の皆さんが快適、安全に過ごせる生活環境を作りましょう。

※市の指定喫煙場所を除いた府・市が管理する道路、歩道、公園が対象

※違反者に対して1000円の過料を科す場合あり

問合せ先 環境政策課 ☎06(6902)7212

